

山元町高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
宮城県 山元町

1 計画策定の趣旨・計画策定のポイント

●計画策定の趣旨

3年を1期とする介護保険事業計画は第9期を迎え、第9期介護保険事業計画は、計画期間の中に「地域包括ケアシステム」構築の目標年次である令和7年を迎えることとなります。そのため、「地域包括ケアシステム」構築の達成状況について点検を行い、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組をより推進していくこととなります。

本町では、これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本町における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)に向け、高齢者施策を総合的に推進していくための第9期介護保険事業計画を策定するものです。

●本計画の主なポイント

①介護サービス基盤の計画的な整備

- ・医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療介護の連携強化
- ・中長期的な介護サービス基盤の計画的確保

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・地域共生社会の実現(地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者への支援)
- ・高齢者虐待防止の一層の推進
- ・介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ・保険者機能の強化(給付適正化事業の取組)

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ・介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策
- ・文書負担軽減に向けた取組

2 計画の位置づけと期間

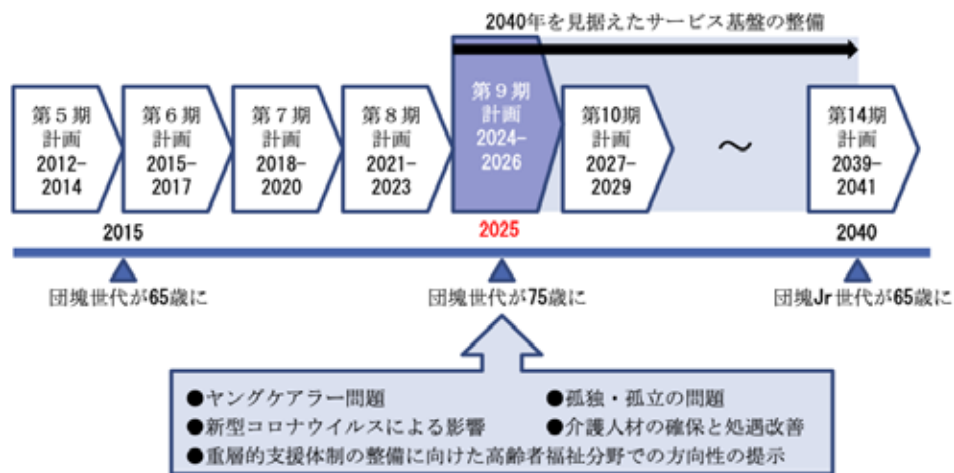
●計画の位置付け

本計画は、本町における町政運営の基本方針である「山元町総合計画」の分野別計画として、高齢者福祉の視点から施策を推進する計画として位置づけています。

また、本計画は上位計画である「山元町地域福祉計画」、関連する保健福祉分野の計画等及び国・県の関連計画と整合性と調和を図り策定します。

●計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間となります。



3 高齢者数と認定者の推計

●人口と高齢者数の将来推計

本町の人口推計を行った結果、本町の人口は減少傾向にあり、令和8年の人口は10,913人と推計されます。

高齢者人口についても減少傾向で推移することが見込まれ、令和8年には4,702人と推計されますが、高齢化率は上昇し43.1%となる見込みです。



●認定者の推計

本町の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率（出現率）の実績などから、令和6年以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。推計の結果、要支援・要介護認定者数は横ばいで推移し、令和8年には1,060人となる見込みです。



資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

4 計画の基本理念と基本目標

基本
理念

誰もが地域で安心して いきいきと暮らせる まちづくり

本計画では、これまでの基本理念「誰もが地域で安心していきいきと暮らせる まちづくり」を踏襲し、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築するとともに、令和22年(2040年)を見据え、介護サービス基盤の整備を計画的に推進します。さらに、すべての世代の住民が一体となった「地域共生社会」の実現を目指しています。

基本
目標

●基本目標Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境づくりを推進します。

●基本目標Ⅱ 生きがいと自立生活に向けた取組の推進

高齢者が今後もいきいきと地域で生活できるように、多様な地域資源の活用や、様々な主体との連携を図りながら、地域活動など高齢者の生きがい活動への支援を推進します。

●基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

医療・介護の連携強化、地域におけるネットワークの構築等、地域共生社会の実現に向けた体制づくりに努めます。

●基本目標Ⅳ 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進基本計画」や「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症への正しい知識や認知症予防に関する普及啓発、早期診断・早期対応のための体制づくり、家族介護者への支援など、多様な手段により認知症高齢者とその家族を支える環境づくりを進めます。

●基本目標Ⅴ 介護保険サービスの安定供給の推進

地域や高齢者のニーズ及び既存施設の実態等を踏まえ、医療との連携、介護予防サービスも踏まえた提供体制の整備を図り、地域におけるサービス基盤の充実、介護人材確保及び介護現場の生産性向上を図ります。

5 施策の展開

基本目標Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

- ・高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、介護予防を強化するとともに、各事業についての内容や利用方法などの周知を図り、利用促進、町民の健康寿命の延伸を図ります。
- ・介護予防の推進には若年の頃からの生活習慣病予防、身体機能の維持・向上、介護予防・重症化予防等、健康保持に関する意識や行動を持つことが必要であることから、ライフステージに応じた様々な健康づくり事業を展開します。

基本施策 1 介護予防・重度化防止の推進

- (1) 介護予防の推進と多様な生活支援の充実
- (2) 一般介護予防事業の推進
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

基本施策 2 生活習慣病予防・心身の健康づくりのための保健事業

- (1) 運動に関する保健事業
- (2) 栄養に関する保健事業
- (3) 各種健（検）診の実施とその事後指導の実施
- (4) こころの健康づくりに関する保健事業

基本目標Ⅱ 生きがいと自立生活に向けた取組の推進

- ・高齢者や介護者が安心して地域で暮らすことができるよう各種事業を展開します。
- ・地域における支え合いを推進しつつ、地域の力だけでは実現が難しい生活課題や福祉課題に対応し、生活を継続しやすくするための支援の充実を図ります。

基本施策 1 自立生活への支援の充実

- (1) 高齢者福祉サービスの推進
- (2) 家族介護の支援の充実

基本施策 2 高齢者の生活を支援する多様な事業の推進

- (1) 生きがいづくり・社会参加の推進
- (2) 暮らしやすい地域づくり

基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・地域における包括的な相談、多様な主体の参画による日常生活、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に行う中核的機関として地域包括支援センターを運営します。
- ・高齢者を個人として尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障するとともに、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるためには、高齢者の権利を守る取り組みを推進します。

基本施策 1 地域包括ケアシステムの基盤整備

- (1) 地域共生社会の実現
- (2) 介護人材の確保と介護現場の生産性向上
- (3) 地域包括ケアシステム推進のための連携強化

基本施策 2 地域包括支援センターの機能強化

- (1) 地域包括支援センター体制整備
- (2) 地域包括支援センターの役割強化
- (3) 地域包括ケア推進会議の充実

基本施策 3 在宅医療と介護の連携の推進

基本施策 4 生活支援体制整備の推進

- (1) 生活支援コーディネーターの役割強化
- (2) 地域との連携強化

基本施策 5 権利擁護の推進

- (1) 権利擁護事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業

基本施策 6 高齢者の居住安定に向けた取組の推進

基本施策 7 高齢者虐待防止対策の推進

- (1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化



基本目標Ⅳ 認知症施策の推進

- ・認知症に関する正しい知識と理解に基づき、「通いの場」における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進します。
- ・家族など介護者（高齢介護者やヤングケアラー）の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

基本施策 1 普及啓発・本人発信支援及び予防対策

- (1) 認知症に関する啓発

基本施策 2 医療・ケア（早期発見・早期対応）

- (1) 認知症初期集中支援チームの設置
- (2) 相談支援体制の整備
- (3) 認知症ケアパスの推進
- (4) 認知症地域支援推進員の配置

基本施策 3 介護サービスの提供・家族介護者への支援

- (1) 認知症に対応した介護サービスの提供
- (2) 介護者等への支援（ヤングケアラー含む介護者支援）

基本施策 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

- (1) 認知症高齢者支援ネットワークの構築

基本目標Ⅴ 介護保険サービスの安定供給の推進

- ・介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めます。
- ・介護サービスは、大規模災害の発生や感染症の流行下においても必要不可欠なものです。災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを踏まえ、さらなる体制整備・強化を図ります。

基本施策 1 介護保険事業の適正な運営

- (1) 介護人材の確保・質の向上
- (2) 介護給付適正化の取り組み
- (3) 介護保険サービスの質の向上
- (4) 文書負担軽減に向けた取組

基本施策 2 災害時や感染症に対する備え

- (1) 災害時の対策
- (2) 感染症の対策

6 保険料

令和6年度から令和8年度における、本町の基準月額は**5,500円**となりました。各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率	保険料額(円)	
			月額	年額
第1段階	①生活保護受給者	基準額×0.285	1,568	18,810
	②老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の者 ③世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円以下の者	(基準額×0.455)	(2,503)	(30,030)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.485 (基準額×0.685)	2,668 (3,768)	32,010 (45,210)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が120万円を超える者	基準額×0.685 (基準額×0.69)	3,768 (3,795)	45,210 (45,540)
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円以下の者	基準額×0.9	4,950	59,400
第5段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円を超える者	基準額×1.0	5,500	66,000
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	6,600	79,200
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.3	7,150	85,800
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5	8,250	99,000
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.7	9,350	112,200
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.9	10,450	125,400
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.1	11,550	138,600
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.3	12,650	151,800
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.4	13,200	158,400

※第1段階から第3段階については、介護保険法施行令により、それぞれに軽減割合が適用されます。
(第1段階0.17、第2段階0.2、第3段階0.005)

問い合わせ先：山元町 保健福祉課 保険給付班

巨理郡山元町浅生原字作田山32番地 ☎0223-37-1113